

(1) 給与所得控除後の金額

給与所得控除後の金額は、下記の表のとおりです。

| 給与等の収入金額<br>(税金社会保険等が天引きされる前の金額) | 給与所得の金額                                |
|----------------------------------|----------------------------------------|
| 650,999円以下                       | 0円                                     |
| 651,000円から 1,618,999円まで          | 収入金額－650,000円                          |
| 1,619,000円から 1,619,999円まで        | 969,000円                               |
| 1,620,000円から 1,621,999円まで        | 970,000円                               |
| 1,622,000円から 1,623,999円まで        | 972,000円                               |
| 1,624,000円から 1,627,999円まで        | 974,000円                               |
| 1,628,000円から 1,799,999円まで        | 計算収入額×0.60                             |
| 1,800,000円から 3,599,999円まで        | ◎計算収入額<br>収入金額÷4,000円＝㉔<br>(小数点以下切り捨て) |
| 3,600,000円から 6,599,999円まで        | 計算収入額×0.70－180,000円<br>㉔×4,000円＝計算収入額  |
| 6,600,000円から 9,999,999円まで        | 収入金額×0.90－1,200,000円                   |
| 10,000,000円から11,999,999円まで       | 収入金額×0.95－1,700,000円                   |
| 12,000,000円以上                    | 収入金額－2,300,000円                        |

(3) 配偶者控除

| あなたの合計所得金額                 | 900万円以下 | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
|----------------------------|---------|-------------------|---------------------|
| 配偶者の合計所得金額<br>38万円以下の場合    | 配偶者控除額  |                   |                     |
| 一般の控除対象配偶者                 | 33万円    | 22万円              | 11万円                |
| 老人控除対象配偶者<br>(配偶者のうち70歳以上) | 38万円    | 26万円              | 13万円                |

配偶者特別控除

| あなたの合計所得金額        | 900万円以下  | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
|-------------------|----------|-------------------|---------------------|
| 配偶者の合計所得金額        | 配偶者特別控除額 |                   |                     |
| 38万円超<br>90万円以下   | 33万円     | 22万円              | 11万円                |
| 90万円超<br>95万円以下   | 31万円     | 21万円              | 11万円                |
| 95万円超<br>100万円以下  | 26万円     | 18万円              | 9万円                 |
| 100万円超<br>105万円以下 | 21万円     | 14万円              | 7万円                 |
| 105万円超<br>110万円以下 | 16万円     | 11万円              | 6万円                 |
| 110万円超<br>115万円以下 | 11万円     | 8万円               | 4万円                 |
| 115万円超<br>120万円以下 | 6万円      | 4万円               | 2万円                 |
| 120万円超<br>123万円以下 | 3万円      | 2万円               | 1万円                 |

※平成 31 年度以降、配偶者控除、配偶者特別控除については、あなたの合計所得金額が 900 万円を超えると段階的に控除が下がる仕組みになり、合計所得金額が 1,000 万円を超えると、配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けることはできないことになりました。

(5) 生命保険料控除

|                                                                                                                                                               |             | 支払金額                 | 控除額               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------|-------------------|
| 生命<br>保険<br>料<br>控<br>除                                                                                                                                       | 新<br>契<br>約 | 12,000円以下のとき         | 全額                |
|                                                                                                                                                               |             | 12,000円超32,000円以下のとき | 支払金額 ÷ 2 +6,000円  |
|                                                                                                                                                               |             | 32,000円超56,000円以下のとき | 支払金額 ÷ 4 +14,000円 |
|                                                                                                                                                               |             | 56,000円超のとき          | 28,000円           |
|                                                                                                                                                               | 旧<br>契<br>約 | 15,000円以下のとき         | 全額                |
|                                                                                                                                                               |             | 15,000円超40,000円以下のとき | 支払金額 ÷ 2 +7,500円  |
|                                                                                                                                                               |             | 40,000円超70,000円以下のとき | 支払金額 ÷ 4 +17,500円 |
|                                                                                                                                                               |             | 70,000円超のとき          | 35,000円           |
| 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）<br>一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約のそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円） |             |                      |                   |

(6) 配 当 控 除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に次の率を乗じた額が税額から差し引かれます。

| 種 類 \ 課税所得金額 |             | 1,000万円以下の部分 |       | 1,000万円超の部分 |       |
|--------------|-------------|--------------|-------|-------------|-------|
|              |             | 市 民 税        | 県 民 税 | 市 民 税       | 県 民 税 |
| 利 益 の 配 当 等  |             | 1.6%         | 1.2%  | 0.8%        | 0.6%  |
| 私 募 証 券      | 外貨建証券投資信託以外 | 0.8%         | 0.6%  | 0.4%        | 0.3%  |
| 投資信託等        | 外貨建証券投資信託   | 0.4%         | 0.3%  | 0.2%        | 0.15% |

(2) 公的年金等所得金額

|                                                                               | 公的年金等の収入金額<br>(税金社会保険等が天引きされる前の金額) | 公的年金等の雑所得の金額            |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 昭（<br>和<br>一<br>九<br>九<br>五<br>年<br>度<br>未<br>満<br>歳<br>以<br>下<br>の<br>人<br>） | 0 円～<br>1,299,999円                 | 収入金額の合計額－700,000円       |
|                                                                               | 1,300,000円～<br>4,099,999円          | 収入金額の合計額×75%－375,000円   |
|                                                                               | 4,100,000円～<br>7,699,999円          | 収入金額の合計額×85%－785,000円   |
|                                                                               | 7,700,000円以上                       | 収入金額の合計額×95%－1,555,000円 |
| 昭（<br>和<br>一<br>九<br>九<br>五<br>年<br>度<br>以<br>上<br>の<br>人<br>）                | 0 円～<br>3,299,999円                 | 収入金額の合計額－1,200,000円     |
|                                                                               | 3,300,000円～<br>4,099,999円          | 収入金額の合計額×75%－375,000円   |
|                                                                               | 4,100,000円～<br>7,699,999円          | 収入金額の合計額×85%－785,000円   |
|                                                                               | 7,700,000円以上                       | 収入金額の合計額×95%－1,555,000円 |

(4) 地震保険料控除

- ①地震保険契約による保険料のみを支払った場合  
支払額 50,000円以下 控除額 支払保険料÷ 2  
50,001円以上 25,000円 （限度額）
- ②長期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合  
(経過装置として、平成18年末までに契約したもののについては従前どおり適用)  
支払額 5,000円以下 控除額 全 額  
5,001円～15,000円以下 支払額÷ 2 +2,500円  
15,001円以上 10,000円
- ③地震・長期の両方の契約があり、それぞれ保険料を支払った場合  
①の式により求めた控除額＋②の式により求めた控除額 (限度額25,000円)  
※1つの契約で①と②両方支払がある場合は、いずれか1つの契約のみ控除  
※短期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合 (平成20年度より廃止)

(7) 住民税所得割の税率 一律 10%

| 内 訳 | 課税所得金額 | 税 率 |
|-----|--------|-----|
| 市民税 | 一律     | 6%  |
| 県民税 | 一律     | 4%  |

【調整控除額の計算方法】

- 課税所得200万円以下の場合 (1)と(2)のいずれか小さい額の5%を税額から控除  
○課税所得200万円超えの場合 (1)から(3)を引いた差の5%を税額から控除  
但し、この差が2,500円未満の場合は2,500円

(1) 人的控除の差の合計 (2) 課税所得金額 (3) 課税所得金額から200万円を差し引いた額

【注】人的控除の例

| 人的控除の種類                                   | 住民税  | 所得税  | 控除額の差 |
|-------------------------------------------|------|------|-------|
| 基礎控除                                      | 33万円 | 38万円 | 5万円   |
| 一般の配偶者控除<br>(納税者本人の合計所得金額900万円以下)         | 33万円 | 38万円 | 5万円   |
| 一般の配偶者控除<br>(納税者本人の合計所得金額900万円超950万円以下)   | 22万円 | 26万円 | 4万円   |
| 一般の配偶者控除<br>(納税者本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下) | 11万円 | 13万円 | 2万円   |
| 老人配偶者控除<br>(納税者本人の合計所得金額900万円以下)          | 38万円 | 48万円 | 10万円  |
| 老人配偶者控除<br>(納税者本人の合計所得金額900万円超950万円以下)    | 26万円 | 32万円 | 6万円   |
| 老人配偶者控除<br>(納税者本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下)  | 13万円 | 16万円 | 3万円   |
| 扶養控除(一般の扶養控除)                             | 33万円 | 38万円 | 5万円   |
| 特定扶養控除(年齢19歳以上23歳未満)                      | 45万円 | 63万円 | 18万円  |

(8) 均 等 割 額

市民税 3,500円 県民税 2,000円(森林環境税500円含む)  
均等割非課税基準(次の算式で求めた額以下の方)  
前年中の合計所得が28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養人数)+16万8千円  
※16万8千円は、同一生計配偶者又は、扶養親族がない場合は加算しない  
※16歳未満(平成15年1月2日以後生まれの者)の扶養親族も、扶養人数に含む

## 平成31年度 市民税・県民税の申告について

この申告は、平成30年中(平成30年1月1日～12月31日)のあなたの所得について申告していただくものです。

別紙の申告書の記載事項は裏面を参考に記入してください。なお、この申告書は、国民健康保険料・後期高齢者医療をはじめとする福祉関係の各種料金算定・軽減・支給などの大事な判定資料になりますので必ず申告してください。

※ 平成29年度(平成28年分の所得)以降の市民税・県民税の申告には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

### 申告書を提出しなければならない方

- 平成31年1月1日現在、香芝市に住所のある方で次に掲げる場合に該当する方（確定申告書を提出した方は、申告は不要です）
  - (ア) 平成30年中に営業・農業・不動産・利子・配当等の所得のある方
  - (イ) 給与所得者で次に該当する方
    - 給与以外に所得のある方
    - 勤務先等から香芝市に給与支払報告書が提出されていない方
    - 平成30年中に退職した方
    - 2 か所以上から給与の支払いを受けている方
  - (ウ) 公的年金等を受給されており、次のいずれかに該当する方
    - 還付される所得税がない場合で、市民税・県民税だけで医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの各種控除を受けようとする方
    - ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告は不要です。ただし、公的年金から所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
    - ※平成30年中の収入が公的年金のみの方の中で、昭和29年1月2日以後に生まれた方（65歳未満）は980,000円以下、昭和29年1月1日以前に生まれた方（65歳以上）は1,480,000円以下であれば所得控除等に関係なく非課税となるため、市民税・県民税の申告は不要です。
  - (エ) 所得のなかった方の内、平成31年1月1日現在、香芝市に住所のある方に扶養されていない方
    - ・学生、被扶養者、無職等で所得のなかった方に加え遺族年金、障害年金、福祉年金等の非課税所得のみの方
  - (オ) 扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者である方
    - ※国民健康保険・後期高齢者医療保険等に参加している場合、申告を行わないと保険料が正しく計算されない可能性があります。
    - ※申告された内容は、非課税証明・国民健康保険・国民年金・福祉・保育関係事務などの資料となりますので、必ず提出してください。
- 平成31年1月1日現在、香芝市に住所のない方で、香芝市に事業所・家屋敷のある方

### 申告書を提出しなくてもよい方

- 平成30年分の確定申告書を税務署に提出された、または提出される予定の方
- 給与所得のみで勤務先から香芝市に給与支払報告書の提出がある方
  - ※提出の有無につきましては、勤務先でご確認ください
- 公的年金所得のみで、その他に所得がない方 [但し、上記の(ウ)・(エ)・(オ)に該当する場合は申告が必要です]
  - ※場合によっては申告書を送付することがありますので、その際には申告書を提出してください
- 所得がなく平成31年1月1日現在、香芝市に住所のある方に扶養されている方（ただし、扶養者が市外にお住まいの方や、扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者の方は提出が必要です）

## 申告に必要な書類

- 市民税・県民税申告書
- 平成30年中の収支を明らかにできるもの  
【例 源泉徴収票（原本）(源泉徴収票の交付を受けていない人は事業所の給与明細等)、収入や必要経費等のわかる帳簿書類】
- 生命保険・地震(旧長期損害)保険等の証明書(原本)、社会保険料の領収書・医療費控除の明細書(合計金額記載のこと)、医療費通知、身体障害者手帳等
- 個人番号（マイナンバー）カード又は個人番号（マイナンバー）通知カード
  - ※申告者及び申告者が扶養する親族の個人番号（マイナンバー）が必要です。
- はんこ（シャチハタ以外）

|          |       |     |     |                 |            |
|----------|-------|-----|-----|-----------------|------------|
| 申告書の提出場所 | 香芝市役所 | 税務課 | 課税係 | 電話 0745-76-2001 | 内線 141～147 |
|----------|-------|-----|-----|-----------------|------------|

## 市民税・県民税の計算のしかた

（ ◎市民税・県民税の税額は、均等割と所得割の合計額です。均等割は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算されます。）

前年の所得金額

－

所得控除合計額

=

課税所得金額

×

市民税率

－

調整控除額

－

配当控除額

－

特別税額控除額

－

住宅借入金等特別税額控除額

－

寄附金税額控除額

－

外国税額控除額等

=

市民税所得割額

＋

市民税均等割額

=

市民税

－

均等割額

＝

市民税所得割額

＋

市民税均等割額

＝

市民税年税額

↑ 1,000円未満切り捨て

100円未満切り捨て

4

1



Ⅰ. 所得から差し引かれる金額（所得控除）

雑損控除

資産（家屋・家財道具・現金など）が、天災・火災・盗難・横領などによって損害を受けた場合、対象となる範囲はあなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で平成30年中の各種所得の合計額が38万円以下の人の資産です。

医療費控除

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために平成30年中に支払った治療費または治療に要した費用があった場合。  
〈控除額〉（支払った医療費の総額）－（保険等で補てんされた金額）  
－〔各種所得の合計額×5％（10万円を限度）〕＝控除額  
★ただし、控除額の最高限度は200万円で、医療費控除の明細書を必ず添付してください。（ご自身で合計金額の計算及び記載が必要です。）

医療費控除の特例

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために平成30年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費があった場合。  
支払ったスイッチOTC医薬品の購入費の総額－保険等で補てんされた金額－1万2千円＝控除額  
〈控除額〉  
★控除額の最高限度は8万8千円で、医療費控除の明細書を必ず添付してください。（ご自身で合計金額の計算及び記載が必要です。）  
★現行の医療費控除とどちらか一方のみ適用可能となります。

社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの金額です。生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。  
★国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付して下さい。

小規模企業共済等掛金控除

平成30年中に支払った第1種共済掛金と条例で定める心身障害者扶養共済掛金がある場合。  
〈控除額〉支払った金額が控除されます。

生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を平成30年中に支払った場合。  
〈控除額〉控除額については、4ページを参照してください。

地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合に控除されます。平成18年末までに契約した旧長期損害保険（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）を含みます。  
〈控除額〉控除額については、4ページを参照してください。

申告書の書き方

申告書には、平成30年中の所得等の必要事項を記入し、押印のうえ、期限内にご提出してください。  
なお、あなたの申告にもとづいて賦課決定した場合は、納税通知書により通知する予定です。

住所・氏名等の記入のしかた

住所

現住所は、現在居住している住所を記入してください。

方書

下宿・アパート・マンションなどの方書のある人は忘れずに記入してください。

氏名

申告する人の氏名を記入して押印してください。フリガナはカタカナで記入してください。

個人番号

「個人番号カード」又は「通知カード」に記載されている12桁の個人番号を記入してください。

電話番号

連絡がとりやすい番号を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類

損 害 金 額

保険金などで補てんされる金額

差引損失額のうち災害関連支出の金額

⑪ 医療費控除

支払った医療費等

保険金などで補てんされる金額

⑫ 社会保険料控除

社会保険の種類

支払保険料

⑬ 小規模企業共済等掛金控除

掛金の種類

支払掛金

合 計

合 計

⑭ 生命保険料控除

新生命保険料の計

旧生命保険料の計

新個人年金保険料の計

旧個人年金保険料の計

介護医療保険料の計

⑮ 地震保険料控除

地震保険料の計

旧長期損害保険料の計

⑯～⑰ 寡婦(寡夫)控除

⑱ 勤労学生控除

寡婦(寡夫)勤労学生控除

⑲ 勤労学生控除

⑳ 障害者控除

氏名

障害の程度

知的 精神 身体 その他

⑳ 障害者控除

氏名

障害の程度

知的 精神 身体 その他

㉑～㉒ 配偶者・配偶者特別除(同一生計配偶者)

氏名

生年月日

明・大 昭・平

配偶者の合計所得金額

㉓ 扶養控除

氏名

生年月日

明・大 昭・平

同居 別居

続 納

1 個人番号

控除額

2 氏名

生年月日

明・大 昭・平

同居 別居

続 納

2 個人番号

控除額

3 氏名

生年月日

明・大 昭・平

同居 別居

続 納

3 個人番号

控除額

4 氏名

生年月日

明・大 昭・平

同居 別居

続 納

4 個人番号

控除額

1 6 歳未満の扶養親族

氏名

生年月日

平

同居 別居

続 納

1 個人番号

控除額

2 氏名

生年月日

平

同居 別居

続 納

2 個人番号

控除額

3 氏名

生年月日

平

同居 別居

続 納

3 個人番号

控除額

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計

事業等

ア

業

イ

1 不動産

ウ

利子

エ

配当

オ

給与

カ

公的年金等

キ

その他

ク

総合譲渡

短期

ケ

長期

コ

一時

サ

事業等

①

業

農業

②

2 不動産

③

利子

④

配当

⑤

給与

⑥

雑

⑦

総合譲渡・一時

⑧

合計

⑨

雑損控除

⑩

医療費控除

区分

⑪

社会保険料控除

⑫

小規模企業共済等掛金控除

⑬

生命保険料控除

⑭

地震保険料控除

⑮

寡婦(寡夫)控除

⑯

勤労学生・障害者控除

⑰～⑱

配偶者控除

⑲

配偶者特別控除

⑳

扶養控除

㉑

基礎控除

㉒

330000

合計

㉓

Ⅱ. 所得の種類と内容・必要経費

| 種類   | 内容                                                    | 必要経費                                                 |
|------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 営業等  | 製造業、建設業、飲食業、サービス業、外交員、大工等から生ずる所得。                     | 販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代、家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など。         |
| 農業   | 農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜などから生ずる所得。                       | 種苗代、肥料代、防虫費、飼料費、雇人費、固定資産税などの租税公課、減価償却費、事業用固定資産の損失など。 |
| 不動産  | 貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付などによる所得。                        | 固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費、借入金の子、不動産貸付事業用固定資産の損失など。       |
| 利子   | 銀行等の預貯金の利子など（源泉分離課税分は申告不要）                            |                                                      |
| 配当   | 株式、出資の配当、証券投資信託の収益の分配にかかる所得。                          | 株式取得のための借入金の利子                                       |
| 給与   | 俸給、給料、歳費、賃金及び賞与などの所得。<br>※源泉徴収票添付                     | 給与所得控除後の金額については4ページを参照してください。                        |
| 雑    | 公的年金等その他                                              | 厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給（増加恩給や遺族年金などは除く）による所得。※源泉徴収票添付  |
| 総合譲渡 | 機械・自動車・営業権・ゴルフ会員権などの資産の譲渡（土地・建物などの分離課税されるものを除く）による所得。 | 譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費、譲渡に要した費用。                        |
| 一時   | 生命保険等の満期一時金、懸賞当選金等の一時的な所得。                            | 払込保険料等、収入をあげるために要した費用。                               |

◎ 山林所有、退職所得（特別徴収の対象とならない退職金）、分離課税の譲渡（短期・長期）、有価証券の譲渡所得などについては、**税務署**までおたずねください。  
**葛城税務署 0745-22-2721**

Ⅲ. 住宅借入金等特別税額控除

①平成22年度より「住宅借入金特別税額控除申請書」の提出の必要がなくなり、控除の該当の可否は勤務先からの給与支払報告書、確定申告書により自動的に判定・適用されます。  
・勤務先からの報告が正しくされない、控除を受けることができませんので、源泉徴収票に**住宅借入金等特別控除可能額・入居年月日**が記載されているかを確認してください。  
・勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がなくご自身で市役所に申告される方は、引き続き必ず申告してください。

②住宅借入金特別税額控除の延長及び拡充  
・適用期限の延長  
・個人住民税の住宅借入金等特別控除の適用期限について、平成33年12月31日までの入居に延長されました。  
・控除限度額の拡充  
平成26年4月1日から平成33年12月31日までに居住された方のうち、消費税率8％または10％で住宅を購入された方は、控除額の計算にあたっての適用割合が7％に、また控除限度額が136,500円に引き上げられました。

| 居住年月日                    | 控除限度額                       |
|--------------------------|-----------------------------|
| 平成26年1月1日から平成26年3月31日まで  | 所得税の課税総所得金額等の5％（最高97,500円）  |
| 平成26年4月1日から平成33年12月31日まで | 所得税の課税総所得金額等の7％（最高136,500円） |

※配偶者控除、障害者控除、寡婦控除等は、平成30年12月31日の現況において判断されます。  
※同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

申告する際、申告者ご本人様と申告者が扶養する親族のマイナンバー（個人番号）が必要です。